

(案)

資料 8-2

長浜市空家等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年10月1日

長浜市長 藤井 勇治

長浜市規則第〇〇号

長浜市空家等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市空家等に関する条例（平成28年長浜市条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(実態調査)

第3条 条例第12条の規定による実態調査を行う職員は、長浜市職員証に関する規程（平成18年訓令第25号）第2条に規定する職員証（以下「職員証」という。）を携帯し、空家等の所有者等又は隣人その他当該空家等が管理不全な状態にあることにより被害を受けるおそれがある者の求めのあるときは、これを提示しなければならない。

2 市長は、当該空家等の敷地内に立入調査を行おうとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等に対し、立入調査実施通知書（様式第1号）により立入調査を実施する旨を通知しなければならない。

ただし、所有者等に対し通知することが困難であるときは通知は要しない。

3 実態調査の内容等は、長浜市特定空家等判断基準によるものとする。

(特定空家等の認定)

第4条 市長は、前条の実態調査の結果を基に、長浜市空家等対策推進会議において協議し、特定空家等を認定するものとする。

(助言及び指導)

第5条 条例第18条の規定による助言は、口頭又は文書により行い、同項の規定による指導は、指導書（様式第2号）により行うものとする。

(勧告)

第6条 条例第19条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(標識の設置)

第7条 条例第19条第3項の規定による標識の設置に係る通知は、標識を設置する旨の通知書（様式第4号）によるものとする。

(命令)

第8条 条例第20条第1項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

(緊急安全措置)

第9条 条例第21条第2項の規定による緊急安全措置の実施に係る通知は、緊急安全措置履行通知書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第21条第4項の規定による緊急安全措置の実施に要した費用の請求は、緊急安全措置実施費用請求書(様式第7号)により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

様

長浜市長

立入調査実施通知書

あなた様が所有（管理）する空家等につきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条及び長浜市空家等に関する条例第12条の規定に基づき、下記のとおり空家等の立入調査を行うので、長浜市空家等に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

記

- 1 立入調査を実施する空家等の所在地
- 2 立入調査の日時  
年 月 日（ ）午前・午後 時 分ごろから
- 3 立入調査の趣旨及び内容

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

長浜市長

### 指導書

あなた様が所有（管理）する空家等につきまして、速やかに必要な措置を講じられるよう空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第1項及び長浜市空家等に関する条例（平成28年条例第27号）第18条の規定に基づき、下記のとおり指導します。

### 記

1 空家等の所在地

2 指導の内容

3 指導の理由

4 履行期限

年 月 日（ ）

### 備考

- 1 既に、必要な措置を講じられた場合は、行き違いですのでご了承ください。
- 2 必要な措置に着手したとき、又は完了したときは遅延なく連絡をしてください。

様

長浜市長

勧告書

あなたが所有（管理）する空家等につきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第1項及び長浜市空家等に関する条例（平成28年条例第27号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、  
年 月 日付で必要な措置を講じられるよう指導したところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、速やかに必要な措置を講じられるよう法第14条第2項及び条例第19条の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに、上記2に示す措置を講じた場合は、遅延なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置を講じなかった場合は、法第14条第3項及び条例第20条に基づき、当該措置を講じるよう命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつて、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

長浜市長

標識設置通知書

あなた様が所有（管理）する空家等につきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第2項及び長浜市空家等に関する条例（平成28年条例第27号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、  
年 月 日付で必要な措置を講じられるよう勧告したところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、条例第19条第2項の規定に基づき、下記を記載した標識を当該空家等に設置するため、同条第3項の規定に基づき通知します。

なお、この件に関しては、年 月 日までに、下記により長浜市長あて意見を述べることができます。

記

- 1 所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告の内容
- 3 その他市長が必要と認める事項

.....きりとり.....  
標識設置に係る意見書

年 月 日

長浜市長 あて

所有者等  
住所  
氏名

意見内容

様

長浜市長

命令書

あなた様が所有（管理）する空家等につきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第2項及び長浜市空家等に関する条例第19条の規定に基づき、年 月 日付で必要な措置を講じられるよう勧告したところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、速やかに必要な措置を講じられるよう法第14条第3項及び条例第20条の規定に基づき、下記のとおり命令します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を講じた場合は、遅延なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- ・本命令に違反した場合は、法第16条の第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項及び条例第21条の規定に基づき当該措置について緊急安全措置（行政代執行）の手続きに移行する場合がありますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定に基づき申し添えます。この場合、上記1に示す空家等約 m<sup>2</sup>を、年 月 日から年 月 日までに、費用約 円で除却し、要した費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、除却に際しその物件及びその資材について損害が生じても、その責任を負わないことを合わせて申し添えます。なお、除却の際の執行責任者は上記3に示す者とし、これらは、行政代執行法第3条第2項の規定により通知するものです。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長浜市長に対し異議申し立てをすることができます。

様式第6号（第9条第1項関係）

年 月 日

様

長浜市長

緊急安全措置履行通知書

あなた様が所有（管理）する空家等につきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項及び長浜市空家等に関する条例第20条の規定に基づき、年 月 日付で必要な措置を講じられるよう命令したところですが、年 月 日の措置期限までに履行されませんでした。

については、法第14条第9項及び条例第21条第1項の規定に基づき、緊急安全措置（行政代執行）を履行しましたので、条例第21条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 当該空家等の所在地

2 当該措置の内容

様式第7号（第9条第2項関係）

年 月 日

様

長浜市長

緊急安全措置実施費用請求書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第9項及び長浜市空家等に関する条例（平成28年条例第27号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき実施した緊急安全措置（行政代執行）について、要した金額を次のとおり確定したので、条例第21条第4項及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条の規定に基づき請求します。

記

- 1 金額 ( 年 月 日に除却した所在地 円 に係る分)
- 2 納付期日 年 月 日
- 3 納付方法 別途納入通知書兼領収書による納付

・納付期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので申し添えます。